



2024年度における政府実行計画の実施状況 (概要)

2026年7月8日

環境省



政府実行計画の実施状況の点検について

【政府実行計画の点検】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第7項において、**政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表**することとされている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）
（政府実行計画等）

第20条 1～6 （略）

7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

【政府実行計画の実施状況の点検方法】

- 政府実行計画において、実施状況の点検方法を規定。**進捗状況を環境省においてとりまとめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とともに点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告する。**

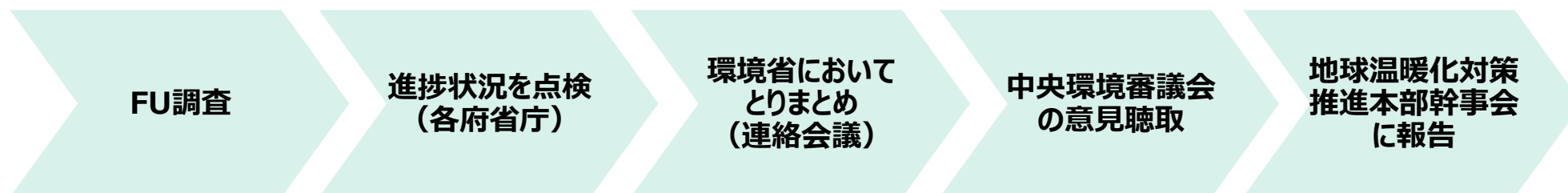
政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

第四 措置の内容

8 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- （1）各府省庁は、毎年度、政府実行計画及び各府省庁の実施計画の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

○点検の流れ



参考：政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実なPDCAの下で取組を推進。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**
- 建築物の建築
- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**
- ※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

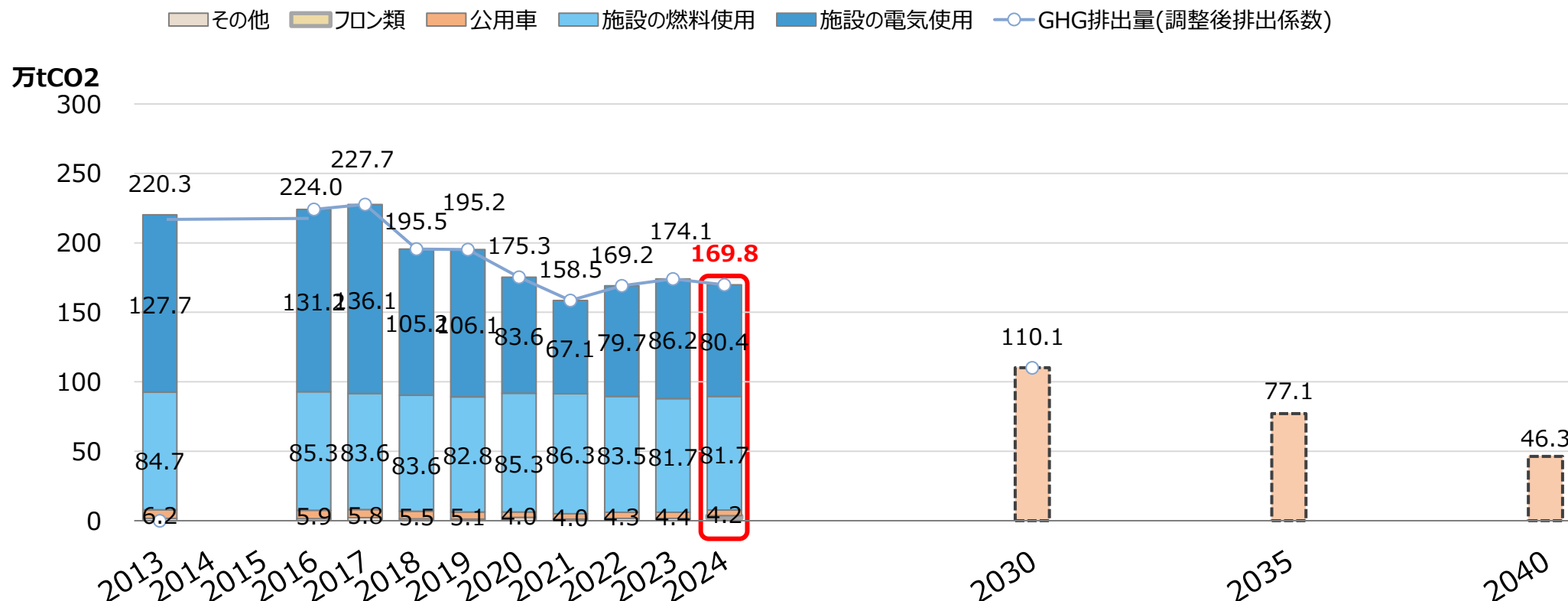
- 公用車/LED
- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
- ✓ **2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**
- GX製品
- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
 - ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
 - ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

政府全体の温室効果ガス総排出量の推移

- 政府実行計画を改定し、フロン類の排出抑制に係る取組を強化したことを受け、**2024年度実績からフロン類の算定漏洩量を把握**。2024年度の実績値は1.7万tCO₂（総排出量の1.0%）。
- 2024年度の政府全体における**温室効果ガス総排出量は169.8万tCO₂であり、2013年度比22.9%※減少。前年度比では2.4%減少**。
※フロン類の算定漏洩量を除いた場合の温室効果ガス総排出量は168.1万tCO₂（2013年度比23.7%減少）
- 2024年度総排出量のうち、施設の電気使用に伴う排出量が全体の47.3%、施設の燃料使用に伴う排出量が全体の48.1%を占める。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

(参考) 府省庁別の温室効果ガス総排出量と増減率

府省庁名	2013年度 (tCO ₂ /年)	2023年度 (tCO ₂ /年)	2024年度 (tCO ₂ /年)	2013年度比 増減率 (%)	(参考)	2023年度比 増減率 (%)	各項目における2023年度比増減率							
					2030年度 削減目標 (%)		公用車の 燃料使用 (%)	施設の 電気 (%)			施設の 燃料使用 (%)	フロン (%)	その他 (%)	
									電気使用量 変化分 MWh	排出係数 変化分 kgCO ₂ /kWh				
内閣官房・内閣府	42,533	14,896	14,157	-66.7%	(注1) -50%	-5.0%	0.1%	7.2%	2,722	-0.014	1.1%	-	0.0%	
内閣官房	14,614	5,413	6,389	-56.3%	(注1) -	18.0%	-6.2%	16.9%	3,724	0.005	3.3%	-	0.0%	
内閣府	27,919	9,483	7,768	-72.2%	(注1) -	-18.1%	0.3%	-13.6%	-1,001	-0.029	-53.7%	-	0.0%	
内閣法制局	260	133	70	-73.3%	-50%	-47.7%	-17.0%	-100.0%	-2	-0.185	20.1%	-	0.0%	
人事院	1,549	1,020	1,064	-31.3%	-50%	4.3%	7.4%	5.2%	15	0.014	3.0%	-	44.4%	
宮内庁	5,401	2,395	2,195	-59.4%	-50%	-8.4%	-4.3%	-32.4%	1,494	-0.005	-3.9%	-	-20.3%	
公正取引委員会	1,072	440	428	-60.0%	-50%	-2.7%	-0.4%	-6.7%	76	-0.005	-1.4%	-	0.0%	
警察庁	29,178	16,748	15,730	-46.1%	-50%	-6.1%	-11.6%	7.2%	1,715	0.006	-21.7%	-	10.4%	
個人情報保護委員会	-	56	70	-	(注2) -32%	24.1%	5.2%	25.1%	-2	0.106	0.0%	-	0.0%	
カジノ管理委員会	-	5	6	-	(注2) -32%	22.1%	22.1%	0.0%	-1	0.000	0.0%	-	0.0%	
金融庁	3,165	2,961	3,471	9.7%	-50%	17.2%	2.6%	20.7%	-196	0.106	13.7%	-	0.0%	
消費者庁	332	202	115	-65.4%	-60%	-43.1%	3.6%	-91.4%	35	-0.191	33.8%	-	0.0%	
こども家庭庁	-	403	450	-	(注3) -50%	11.8%	-23.8%	24.2%	-166	0.061	3.5%	-	0.0%	
デジタル庁	-	908	503	-	(注2) -32%	-44.7%	-11.4%	-45.5%	-821	-0.065	-47.2%	-	0.0%	
復興庁	409	404	239	-41.7%	-50%	-40.9%	-9.7%	-78.6%	-66	-0.201	16.0%	-	0.0%	
総務省	13,310	6,198	6,062	-54.5%	-50%	-2.2%	-7.2%	-6.9%	-561	-0.008	1.7%	-	50.0%	
法務省	273,107	186,996	215,468	-21.1%	-50%	15.2%	-2.6%	32.4%	9,254	0.069	3.4%	-	-16.5%	
外務省	4,860	6,535	899	-81.5%	-88%	-86.2%	-3.2%	-99.4%	139	-0.508	14.8%	-	0.0%	
財務省	95,957	62,533	71,047	-26.0%	-50%	13.6%	-1.6%	19.9%	4,423	0.038	-3.3%	-	-99.9%	
文部科学省	6,076	5,535	7,034	15.8%	-50%	27.1%	-8.2%	26.3%	-402	0.113	9.8%	-	0.0%	
厚生労働省	89,848	83,408	84,065	-6.4%	-50%	0.8%	-2.1%	8.4%	-20,363	0.057	-16.5%	-	224.4%	
農林水産省	45,477	22,927	26,916	-40.8%	-50%	17.4%	-3.1%	38.0%	1,766	0.083	-10.5%	-	-41.2%	
経済産業省	15,430	3,552	3,599	-76.7%	-50%	1.3%	-7.1%	-10.7%	-790	-0.004	10.9%	-	0.0%	
国土交通省	297,106	155,628	162,604	-45.3%	-50%	4.5%	-2.0%	-4.7%	-77	-0.013	34.9%	-	-33.9%	
環境省	8,270	4,761	7,473	0.5%	-88%	57.0%	4.5%	75.4%	1,732	0.116	8.3%	-	-15.0%	
防衛省	1,266,100	1,160,622	1,071,437	-15.4%	-50%	-7.7%	-13.8%	-17.2%	154,345	-0.108	-0.8%	-	11.5%	
会計検査院	3,287	1,418	3,188	-3.0%	-50%	124.8%	-11.8%	1860.8%	-289	0.464	-6.1%	-	0.0%	
政府全体	2,202,728	1,740,686	1,698,289	-22.9%	-50%	-2.4%	-4.3%	-6.8%	153,977	-0.039	-0.1%	-	8.7%	

(注1)内閣官房及び内閣府は、この2つの機関を合わせた目標を設定している。

(注2)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁は、年間の温室効果ガス排出量が確認できた2022年度を基準として目標を設定している（2022年度総排出量はそれぞれ61tCO₂、45tCO₂、1,069tCO₂）。

(注3)こども家庭庁は、国立児童自立支援施設の 2013 年度排出量（502tCO₂）を基準として、目標を設定している。なお、当該排出量は、当時の所管省庁である厚生労働省の基準年度排出量に含まれている。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

※端数処理の関係上、増減率の数値が一致しないことがある。

※フロン類の排出量は、2024年度実績から調査しているため、増減率は「-」としている。

2024年度の実施状況

対象	目標値	2024年度の進捗（前年度からの進捗）
温室効果ガス排出量	✓ 2030年度までに50%削減 ✓ 2035年度までに65%削減 ✓ 2040年度までに79%削減（いずれも2013年度比）	22.9% 減少 (1.9pt 増加)
太陽光発電	✓ 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 ✓ 2040年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の100%に設置を目指す	設置可能な建築物（敷地含む）の導入件数の割合：21.9% (0.4pt 増加) ※2030年度目標に対する進捗率は43.6%
建築物の建築	✓ 新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す ✓ 2030年度以降には、更に高い省エネ性能を目指す	2022年度以降の新築建築物(62件)の状況： 『ZEB』相当 2件 Nearly ZEB相当 1件 ZEB Ready相当 4件 ZEB Oriented相当 11件 ZEB Oriented未満 6件 分類不可※ 38件
公用車の電動化	✓ 新規導入・更新については2022年度以降全て電動化（電動車に代替不可能なものを除く） ✓ 2030年度までにストック100%を目指す	2024年度の新規導入・更新における電動車の割合：79.5% ストックでの導入率：42.5%（3.3pt 増加 ）
LED照明	✓ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする	導入率：42.4% (3.0pt 増加)
電力調達	✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする ✓ 2030年度以降、再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする	再エネ電力調達割合：35.6% (16.5pt 増加)

※発注者が基準・設計一次エネルギー消費量及びBEIを把握できていないケース

2024年度実施状況の点検結果

実施状況

- 2024年度の温室効果ガス総排出量は、**2013年度比で22.9%の減少**（前年比2.4%減少）。温室効果ガス総排出量が減少した要因は、**再エネ調達率の向上**により、**電気使用に伴う排出量が減少した影響が大きい**と考えられる。
- 数量目標を伴う措置（太陽光、新築建築物のZEB化、電動車、LED照明、再エネ調達）については、再エネ調達など**一部取組に進展がみられるが、各目標に対して十分とはいえない状況**。
- 特に、**太陽光発電の導入については、府省庁ごとの2030年度における設備容量ベースの導入目標（政府全体で57,671kW）に対する進捗状況がわずか2.8%と危機的な状況**にある。

点検結果

- **点検の結果、以下のような課題があることが明らかとなった。**
 - ・太陽光発電：情報集約・整理に**多大な労力**がかかり導入施設選定や設計に関する検討が進まない、耐震改修等の緊急性の高い対応により太陽光発電設備の設計・施工の**優先度が低くなり、財源確保が困難**
 - ・新築建築物のZEB化：熱源設備を利用する施設において目標達成が難しい状況にある
 - ・電動車やLED照明の導入：2030年度予定で100%とできていない省庁が存在し、省庁ごとにより精緻な分析が必要な状況にある
 - ・再エネ調達：**再エネ比率を高めた場合に入札参加事業者が確保できない**、再エネ調達が調達コストの増加につながる
- 課題を解消し、取組を進めるため、**進捗が危機的な状況にある太陽光発電や、総排出量に対する削減効果の大きい再エネ調達を重点的に進める必要がある。**
- **機会を逃すことなく着実に進めていくことが重要な新築建築物のZEB化、電動車やLED照明の導入については、各府省庁の実施計画等に基づき取組を進める必要がある。**

- 関係府省庁参加の下、2026年5月11日に「2026年度中央環境審議会地球環境部会カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会（第1回）」（座長：大塚直 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催し、**実施状況の点検結果について中央環境審議会としての意見を聴取した。**

1. 太陽光発電の導入に対する主な意見

- PPA方式により導入が進むことを期待する。
- 設置の次は、太陽光パネルの選定にかかるパネル自体の生産、性能の環境面の評価等が重要になる。
- 従来型の太陽電池では設置不可能でも、ペロブスカイト太陽電池であれば設置可能になる場所もあるため、ペロブスカイト太陽電池ならではの導入ポテンシャルも確認していただきたい。
- 太陽光発電のリサイクルについて、量的なりサイクル品の採用に加えて、質的、すなわち有害性や有価物の繰り返し利用という面でも目配せをしていただきたい。

3. 再エネ調達に対する主な意見

- 環境配慮契約法における新たな電力調達方式について、非常に難しく分かりづらいところがあるため、各府省庁の担当としっかり連絡を取って、この制度を生かしていただきたい。
- 環境配慮契約法における再エネの調達について、地域共生と再エネの関係はますます重要になっているので、地域共生に適合しているかどうかをもう少し厳しくチェックすることはできないか。

3. その他の取組に対する主な意見

- 既存建築物の省エネ化について、耐震改修等の緊急性の高い対応が優先されているとのことだが、耐震改修と併せて検討することができないか。
- 太陽光発電以外の項目についても目標達成が危うく見える。対応方針をよりブラッシュアップしていただきたい。
- GXスチールの調達について、グリーン調達の一つの象徴的な物事として進めていただきたい。

- 点検の結果、重点的に取組を進める事項とした①太陽光発電及び②再エネ調達について、以下の通り取組を進める。
- その際、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議も活用して関係府省庁間で緊密に連携して進めていく。

① 太陽光発電

- ・導入検討に必要となる構造計算書等の各種書類の保有状況等を踏まえ、候補施設の優先順位付けを行い、太陽光発電整備計画の具体化を継続的に進める。
- ・環境省保有施設におけるPPA方式による導入検討及びノウハウの手引き化を進める。また、各府省庁において、PPA方式を活用する候補施設の選定や、事業化に向けた検討を環境省と連携して実施する。

② 再エネ調達

- ・再エネ比率の向上に向け、令和9年度調達より環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式を適切に推進する。
- ・入札事業者の確保やコストの低減等のため、共同調達の実施や多様な電力メニューの許容、入札関係書類の標準化等を実施する。

政府部門によるペロブスカイト太陽電池の需要創出



- ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向け、初期需要の喚起が必要。このため、本年6月に、**政府施設への導入目標を含む需要創出に向けた政府自身の取組**を決定。
- 地方公共団体での導入の基礎となるような**政府施設における導入事例の創出**を環境省が主導して検討するとともに、各府省庁において、より大きな需要創出に向けて**地方公共団体等における需要創出支援**を実施していく。

政府部門による需要創出の取組（2026年6月18日 連絡会議決定）

- ペロブスカイト太陽電池は、**2030年までに14円/kWhが可能となる技術**を確立、**2040年には自立化が可能なコスト**（10円/kWh～14円/kWh以下）の**実現**を目指し、取組が進められている。この場合、次世代型太陽電池戦略に示される需要推計結果によると、**公共部門で5000～7000MW（5～7GW）の需要が見込まれる**。
- 公共部門におけるペロブスカイト太陽電池の需要を最大限引き出すため、**一定の供給力の確保・コストの低減を前提に**、政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく政府自身の取組として、
 - ・2030年度導入目標（※）実現に向け、**追加的な導入が見込まれる場所へのペロブスカイト太陽電池の導入（グリーン購入法への位置付けなど検討）及び実証等への参画** ※従来型の太陽電池を含め2030年度までに60MWを導入
 - ・**ペロブスカイト太陽電池を2035年には50～70MW、2040年には100MW以上（※）導入する目標を新たに設定**し、政府が保有する施設へ率先導入 ※供給力やコストの動向をみつつ、状況に応じて目標の見直しを行う。
 - ・**独立行政法人等の計画策定/導入を加速化**するため、環境省において導入事例をもとに施工、保守等に関するノウハウを蓄積しつつ、**各府省庁による必要な支援や助言**
 - ・全国の地方公共団体が保有・管理する施設数が政府施設よりも多いことに鑑み、地方公共団体における需要創出につなげるため、既に東京都を含む複数の自治体において区域の野心的な導入目標策定等が進んでいることを踏まえ、**次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会に参加し導入に向けた検討を進めている自治体（令和8年5月20日時点で182自治体）等を念頭に、ニーズを把握するとともに、目標設定や導入計画の策定等への支援を新規に実施することにより、自治体の取組に対する支援を強化**を進める。
- 令和9年度以降、供給力やコスト動向を踏まえ、地方公共団体での導入の基礎となるような**政府施設の各種類型（庁舎、社会福祉施設、文教研修施設、研究機関等）における導入事例の創出**を環境省が主導して検討する。また、その成果を地方公共団体へ展開していく。
- 各府省庁においては、今後の供給力やコスト等の動向を踏まえながら、①FU調査の機会を捉えた導入候補施設の選定、②初期の導入事例創出への協力、③独立行政法人等や地方公共団体における需要創出支援を実施していく。